

⑯ 特許公報 (B2)

平5-6834

⑤Int. Cl. 5

H 04 N 5/225
5/222
7/18

識別記号

庁内整理番号

⑭公告 平成5年(1993)1月27日

C
Z
B9187-5C
9187-5C
8626-5C

発明の数 1 (全5頁)

⑤発明の名称 画像入力装置

②特 願 昭59-58693

⑮公 開 昭60-201777

②出 願 昭59(1984)3月26日

⑯昭60(1985)10月12日

⑦発明者 坂 和彦 京都府京都市右京区花園土堂町10番地 立石電機株式会社
内⑦発明者 政木 俊道 京都府京都市右京区花園土堂町10番地 立石電機株式会社
内⑦発明者 久野 敦司 京都府京都市右京区花園土堂町10番地 立石電機株式会社
内⑦発明者 山下 牧 京都府京都市右京区花園土堂町10番地 立石電機株式会社
内

⑦出願人 オムロン株式会社 京都府京都市右京区花園土堂町10番地

⑧代理人 弁理士 鈴木 由充

審査官 村山 隆

⑨参考文献 特開 昭59-147574 (JP, A) 実開 昭52-20122 (JP, U)

1

2

⑩特許請求の範囲

1 物体画像を得るための撮像手段と、物体へ光を照射するための照明手段と物体背部に配備するための再帰性反射物とから成り、照明手段は光軸を撮像手段の視軸と一致するよう配備した画像入力装置。

2 照明手段は、撮像手段の視軸に対向位置させると共に、前記視軸上に照明手段の光軸を視軸に一致させるためのハーフミラーの配設した特許請求の範囲第1項記載の画像入力装置。

発明の詳細な説明

<発明の技術分野>

本発明は、例えば産業ロボット用の物体認識装置において、主として三次元物体を画像化するのに用いられる画像入力装置に関する。

<発明の背景>

従来のこの種画像入力装置は、第7図に示す如く、テーブル4上の物体5に対し、テレビカメラ1と照明用光源2の視軸10と光軸10とが一定角度θなすよう、夫々反対側の斜め上方位置に配

設して成る。ところがこの方式の場合、物体5の背後に生じた陰影51がテレビカメラ1に画像入力されるため、これが物体5の一部として誤認される虞れがあり、物体認識上、大きな障害となつている。

また一方において照明光は、物体5表面および、テーブル4表面にて乱反射し、これがためテレビカメラ1は低コントラストの画像しか得ることができない。第8図に示す実線は物体と背景との濃度差が大きい高コントラスト画像のヒストグラムであり、一方破線は物体と背景との濃度差が小さい低コントラスト画像のヒストグラムである。高コントラスト画像の場合、画像データの2値化に際しきい値の設定範囲Hが大きいが、低コントラスト画像の場合、この種しきい値の設定が容易でなく、物体と背景とが混同して認識される等の問題がある。

そこで上記方式の改良として、第9図に示す如く、テーブル4の内側に照明用光源2を配備して、テーブル4上への陰影の発生を防止した画像

入力装置が提案された。ところがこの方式の場合、テーブル4内に光源2を組み込むため、設備が大掛かりとなり、また光源2の熱がテーブル4に伝わるため、耐熱性の低い物体を認識対象とできない等、実用上の問題がある。

<発明の目的>

本発明は、物体の陰影が画像入力されずでも物体と背景との濃度差を大きく設定して、高コントラスト画像を得ることができる画像入力装置を提供し、もつて上記した従来の諸問題を一挙に解消することを目的とする。

<発明の構成および効果>

上記目的を達成するため、本発明では、照明手段の光軸を撮像手段の視軸と一致させるように照明手段を配置すると共に、物体の背部に再帰性反射物を配備することとした。

本発明によれば、撮像手段に物体の陰影が画像入力されずでも物体と背景との濃度差が大きくなつて、高コントラスト画像が得られるため、物体を正しく認識でき、物体認識精度が向上する。また第9図の従来例のように、設備が大掛かりとなつたり、耐熱性を有する物体に認識対象が制限される等の不利がなく、実用化が容易である等、発明目的を達成した顕著な効果を奏する。

<実施例の説明>

第1図乃至第3図は本発明にかかる画像入力装置の基本構成を示し、物体5の画像を得るテレビカメラ1と、物体5へ光(図中、矢印で示す)を照射する照明用光源2と、物体5の背部に配備される再帰性反射物3とから構成される。

再帰性反射物3は光の入射方向へ光を反射せる物体であり、シート状のものをテーブル4上へ貼付して、その上へ物体5を載置する。

テレビカメラ1は、テーブル4上の物体5に対し斜め上方位置に配備され、また光源2はその光軸20がテレビカメラ1の視軸10と一致するよう位置させてある。この同軸照明を実現するのに、本実施例では、テレビカメラ1の視軸10上にハーフミラー6を傾けて配備すると共に、光軸

2を視軸10に対向位置させており、これにより光源2の像(見かけの光源)2'をハーフミラー6後方の視軸10上に、而もテレビカメラ1の視点11と同一若しくは後方位置に形成することができる。

第4図および第5図は、光源2およびハーフミラー6が組み込まれたユニット7を取付金具71にてテレビカメラ1に取り付けた実施例を示し、また第6図はテレビカメラ1を支持金具81で内部固定したカバー体8の開口部80に光源2およびハーフミラー6を配設した実施例を示す。いずれの実施例も光源2の光軸20とテレビカメラ1の視軸10とが一致し、物体に対し同軸照明が可能な構造となつている。

然して物体5に対しテレビカメラ1の方向から同軸照明を実施すると、物体5の背後に生ずる陰影51は物体5に隠れてテレビカメラ1の視野に入らず、従つて画像入力の対象とならない。また物体5に照射された光は物体表面で乱反射され、その反射光の一部がテレビカメラ1に入射される。一方再帰性反射物3に照射された光はテレビカメラ1の方向へ反射されるため、その大部分がテレビカメラ1へ入射される。これにより物体5は暗く、背景は明るく撮像され、高コントラストの画像が得られる。かくて、陰影51に起因する物体の誤認や低コントラスト画像に起因する物体と背景との混同が生ずる虞れがなく、物体は正しく認識されるのである。

図面の簡単な説明

第1図は本発明の画像入力装置の基本構成を示す図、第2図は光源とテレビカメラとの位置関係を示す図、第3図は同軸照明の原理を示す図、第4図は本発明にかかる装置例の側面図、第5図はその正面図、第6図は他の実施例を示す構造説明図、第7図は従来例の方式を示す図、第8図は画像の濃度分布を示す特性図、第9図は他の従来例の方式を示す図である。

1……テレビカメラ、2……光源、3……再帰性反射物、10……視軸、20……光軸。

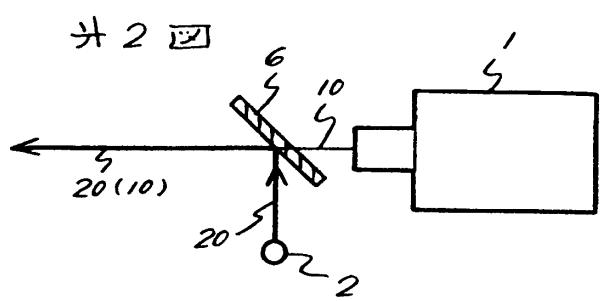
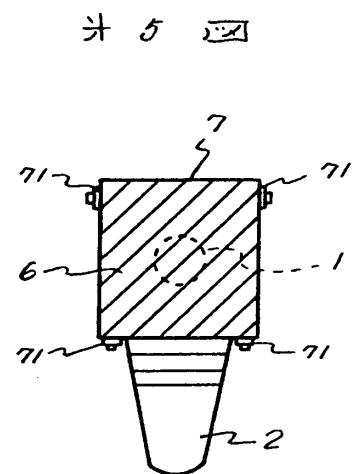
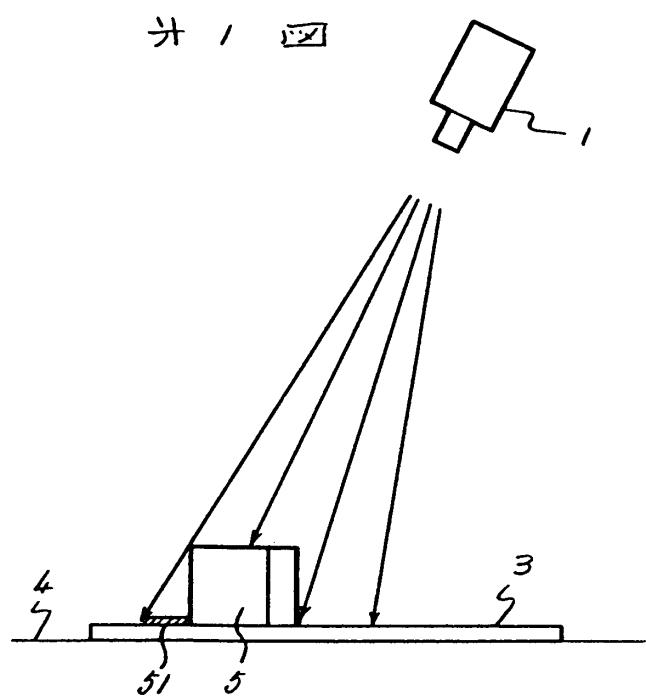
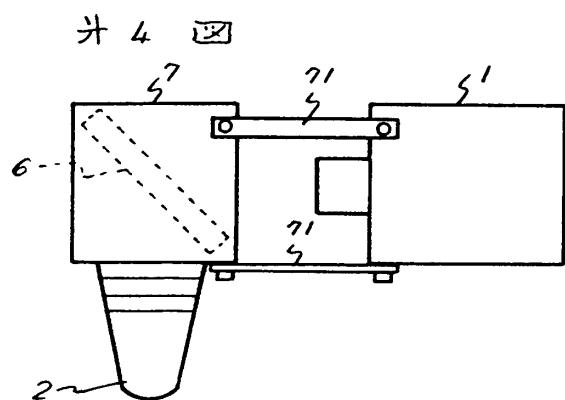
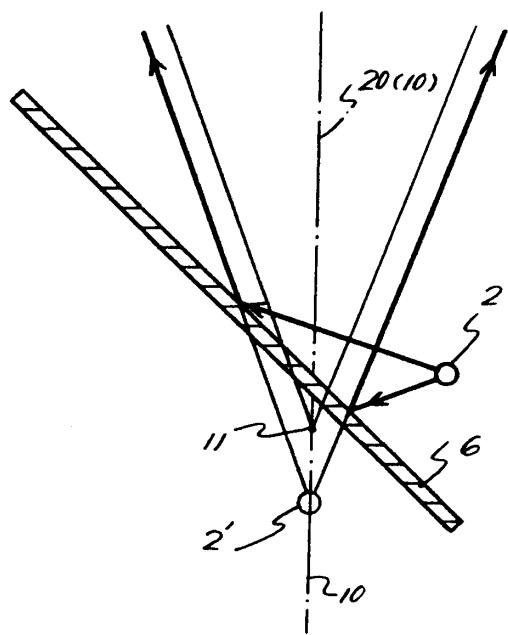
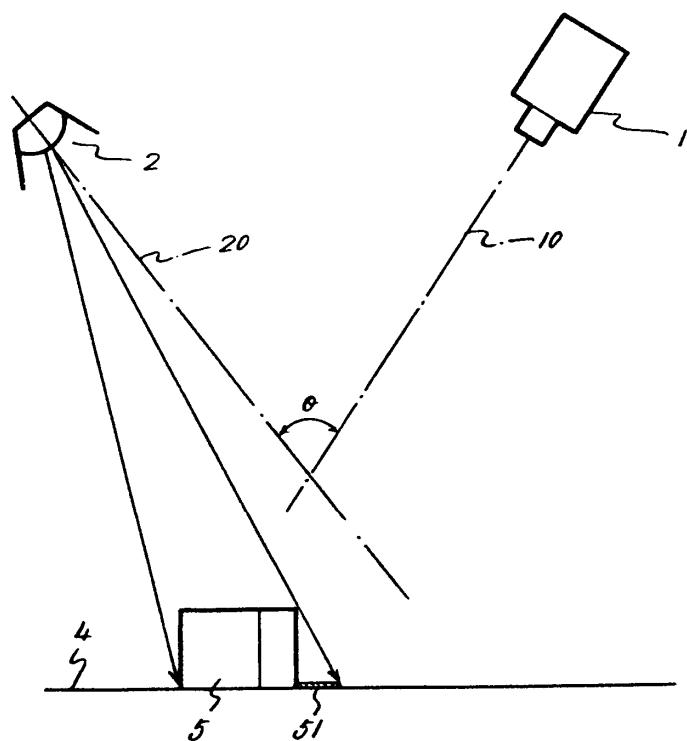


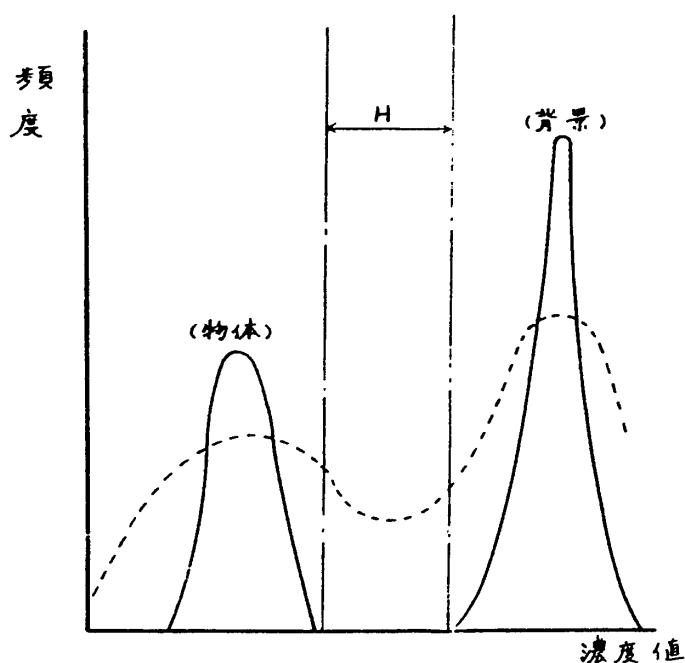
図 3 図



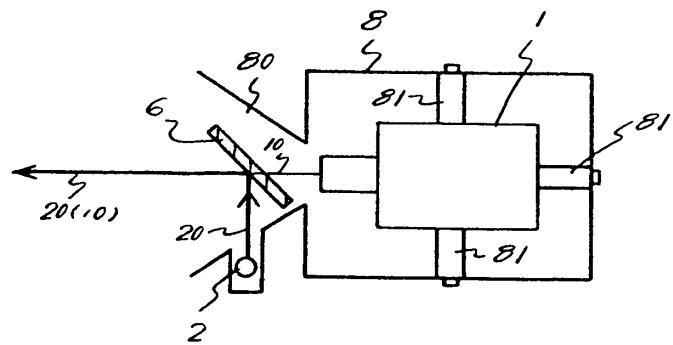
升 7 四



升 8 四



斗 6 図



斗 9 図

